

電気事業法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の結果について

令和4年11月29日

経 済 産 業 省

電 力 安 全 課

経済産業省では、令和4年10月21日付けで、電気事業法施行令の一部を改正する政令案等について意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募 集 期 間 : 令和4年10月21日（金）～令和4年11月19日（土）
- ・ 告 知 方 法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・ 意見提出方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出件数：1件※

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方

別紙のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話番号：03-3501-1742

※意見提出件数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

提出意見及び提出意見に対する考え方

1	電気事業法施行規則別表第二にて、「蓄電所に係る制御装置の改造であつて、制御方式の変更を伴うもの」については事前届出が必要とあるが、具体的にどういった変更内容であれば事前届出が必要となるか、詳細に記載いただきたい。例えば、蓄電所に係る制御装置の機能としては、蓄電池本体の制御に関わるものと、電力市場取引に関わるものがあるが、本要件が前者の蓄電池本体に制御に関わるもののみを指しているのであれば、その旨明記いただきたい。	当該条文に規定する工事計画届出が必要になる場合は、改正後の電気設備の技術基準の解釈第 47 条の 3 に規定する蓄電所の監視に係る方式を変更する場合があります。
2	電気設備の技術基準の解釈第 47 条の 3 第 1 号二にて、他冷式の変圧器の冷却装置が故障した際に逆変換装置の運転の自動停止を求めているが、この場合は系統側の遮断措置も必要となるので、その旨追記いただきたい。	御意見を踏まえ、次の通り修正いたします。「ニ 他冷式（変圧器の巻線及び鉄心を直接冷却するため封入した冷媒を強制循環させる冷却方式をいう。以下、この条において同じ。）の特別高圧用変圧器の冷却装置が故障した場合又は温度が著しく上昇した場合に、逆変換装置の運転を自動停止する装置の施設等により、当該変圧器に流れる電流を遮断するものであること。」
3	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 I 6．蓄電所にて、負荷遮断試験と負荷試験について、充電時と放電時のどちらで試験を実施するのか、もしくは充電時および放電時の両方で試験を実施する必要があるのか、明記いただきたい。	負荷遮断試験は、電力の出力を行う際に負荷を遮断した場合の各機器の異常有無を試験するものであることから、放電時に行う必要があります。 負荷試験は、通常利用時の負荷に係る状態における各機器への異常有無を試験するものであることから、充電時及び放電時の両方で行う必要があります。
4	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 I 6．蓄電所（9）にて、「発電電圧」とは何の電圧を指すか、明記いただきたい。蓄電池の電圧や PCS の電圧等、複数考えられるため。	負荷遮断試験において測定対象となる電圧は、PCS の交流側等の負荷にかかる部分の電圧を指します。